

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アンモール本庄

埼玉県本庄市東台五丁目八百七十八 十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）日通不動産株式会社 代表取締役社長 別府正克

東京都千代田区外神田三丁目十二番九号

（変更後）日通不動産株式会社 代表取締役 三井田實

東京都港区東新橋一丁目九番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社赤かんばん 代表取締役 金井俊夫

埼玉県本庄市銀座二丁目二番六号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地六十

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社赤かんばん 代表取締役 金井俊夫

埼玉県本庄市銀座二丁目二番六号

八 変更年月日

平成二十四年五月一日外

二 届出年月日

平成二十五年三月十九日

二 縦覧期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課